



山形県公報

平成19年4月1日(日)

号 外(26)

目 次

企業局関係

規 程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程..... 1

告 示

昭和54年3月県企業告示第1号(県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部改正..... 3

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第21号

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程(昭和40年9月県企業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号の表中「北部発電管理事務所」を「北部発電管理事務所(制御機能に限る。旧北部発電管理事務所)」に、「南部発電管理事務所」を「南部発電管理事務所(制御機能に限る。発電所建設事務所)」に、

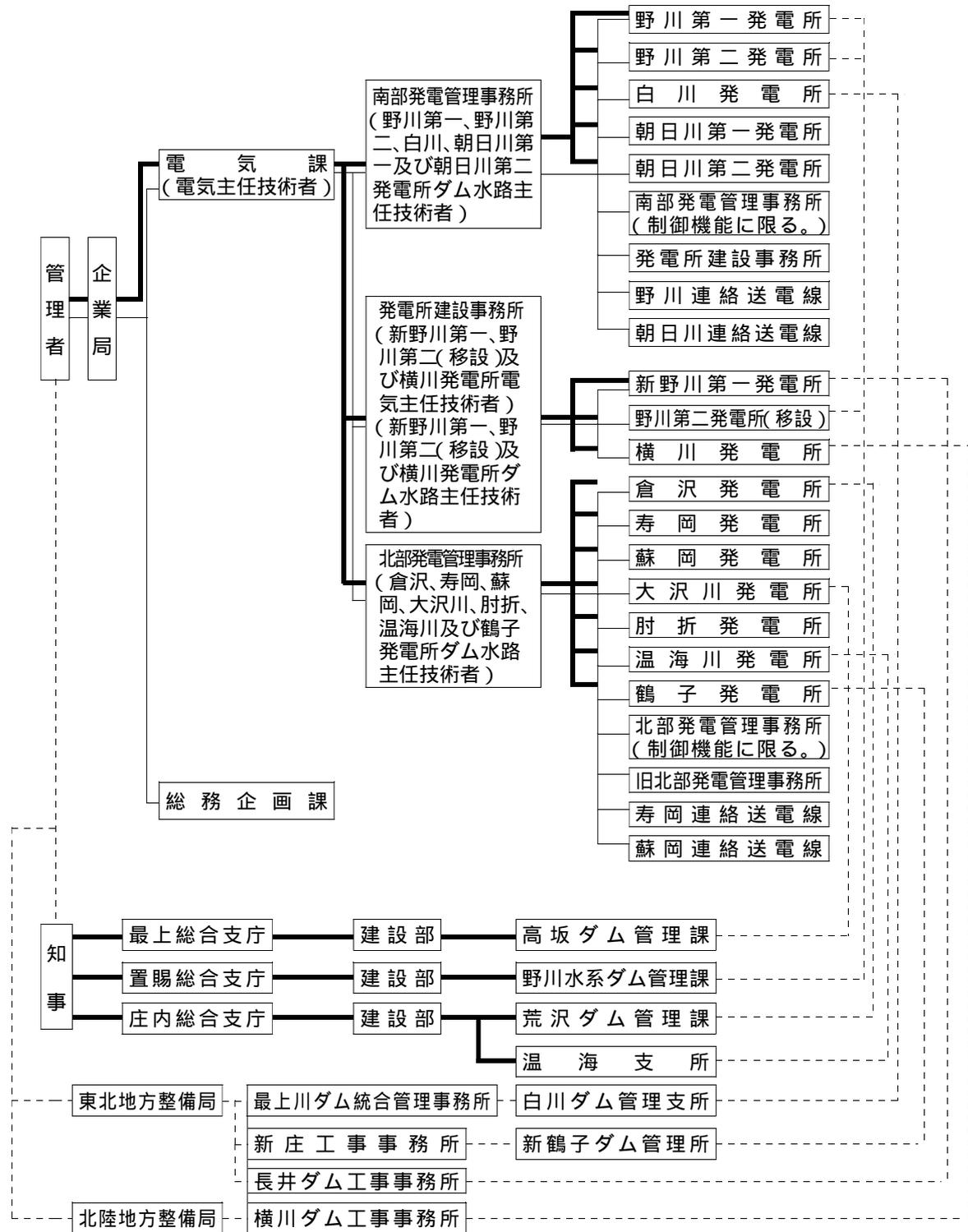
「南部地区発電建設事務所」を「発電所建設事務所」に改め、同項第2号の表配置対象事業場の欄中

「南部地区発電建設事務所」を「発電所建設事務所」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

保安に関する組織



別表第2課(所)名の欄中 「南部地区発電建設事務所」 を 「発電所建設事務所」 に改める。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

告 示

山形県企業告示第1号

昭和54年3月県企業告示第1号(県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

1 出納取扱金融機関の表中

株式会社 山形銀行 長井支店	長井市栄町11番14号	南部発電管理事務所及び南部地区発電建設事務所に係る出納事務	を
株式会社 山形銀行 新庄支店	新庄市本町2番16号	最上地区水道事務所に係る出納事務	

株式会社 山形銀行 長井支店	長井市栄町11番14号	発電所建設事務所に係る出納事務	に
-------------------	-------------	-----------------	---

「村山地区水道事務所」を「南部発電管理事務所及び村山地区水道事務所」に、

株式会社 庄内銀行 本店営業部	鶴岡市本町一丁目9番7号	北部発電管理事務所及び庄内地区水道事務所(庄内地区水道事務所平田支所を除く。)に係る出納事務	を
--------------------	--------------	--	---

株式会社 庄内銀行 本店営業部	鶴岡市本町一丁目9番7号	北部発電管理事務所及び庄内地区水道事務所(庄内地区水道事務所平田支所を除く。)に係る出納事務	に改める。
株式会社 庄内銀行 金山支店	最上郡金山町大字金山406番地	最上地区水道事務所に係る出納事務及び収納事務の取りまとめ事務	

2 収納取扱金融機関の表中

株式会社 山形銀行 酒田支店	酒田市本町三丁目10番1号		を
-------------------	---------------	--	---

株式会社 山形銀行 新庄支店	新庄市本町2番16号		に改める。
株式会社 山形銀行 酒田支店	酒田市本町三丁目10番1号		

平成19年4月1日印刷
平成19年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056